

第1回 あま市特別職報酬等審議会 議事録

1 日時・場所

令和5年10月25日（水）午後2時から午後3時まで
あま市役所 3階 庁議室

2 出席者

（委員）6名（欠席1名）
（事務局）5名

3 傍聴者 無し

4 会議内容

(1) 市長あいさつ

(2) 委員紹介及び委嘱状交付

(3) 会長選任

委員の互選により山田精二委員を選任

(4) 会長あいさつ

(5) 会長職務代理指名

会長が小林直也委員を指名

(6) 諮問

市長から山田会長へ諮問書を手交する。

(7) あま市特別職報酬等審議会の会議の公開について

事務局から要綱により公開する旨説明（全委員異議無し）

(8) 審議（要旨）

（会長）

資料の説明を事務局にお願いする。

（事務局）

はじめに特別職の報酬等の額の決定までの流れについて説明する。

市長から諮問のあった市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額の適否について審議をお願いするものである。

地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定については、第三者機関の意見を聞く等により、その一層の公正を期する必要があるとして、特別職報酬審議会を設置することが求められており、この審議会は、地方自治法に定める執行機関の附属機関として位置付けられる。

審議会としての意見を市長に答申し、その内容を踏まえ、市長が必要と判断した場合に、条例改正案を議会に上程し、議会での審議及び議決を経て、その額が

決定されるものとなる。

なお、教育長についても一般職から特別職になっているため、審議会での諮問の対象となっている。

市長、副市長及び教育長の給料月額や議会の議員報酬の額については、条例で規定されている。

現在の給料（報酬）月額については、令和元年に開催された特別職報酬審議会でも審議、答申を経て決定されたものとなっている。

令和元年12月16日の答申では、地域経済の状況の変化、当市の財政状況、県内各市の改定状況、人事院勧告などの諸情勢について分析協議を重ね、審議を行った結果、据え置くことが適当であるという答申であった。

続いて、あま市の財政状況について説明する。

類似団体は、全国の市町村を市民人口規模、産業構造で細分化し、同じグループに属する自治体を示すものであり、一般市は16に分類される。

あま市については、人口が約8万9,000人であるので5万人から10万人の区分のⅡに、産業構造については第二次産業、第三次産業が90%以上、かつ、第三次産業が65%未満であるので2に分類される。

県内では12市がⅡ-2に分類されており、近隣市では、犬山市、江南市、愛西市などが該当する。

令和3年度の決算額は、歳入総額が約369億円、歳出総額が約351億円、積立基金現在高は約45億3,000万円、地方債現在高は約241億円となっている。

先日、認定された令和4年度の決算額は、歳入が対前年度約39億円増、歳出も同様に約39億円増となった。積立基金残高が約60億円に増加したものの、地方債現在高についても約275億円に増加した状況である。

今後について、歳入は大幅な増収見込みがないため、同額程度で推移し、歳出は新学校給食センター整備事業や新庁舎整備事業等の大型事業の際に発行した地方債にかかる元金償還が始まることや、扶助費を中心とした社会保障経費の増加が見込まれることから、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

経常収支比率について、一般的な都市では75%程度であることが適正水準であり、80%を超えると財政に余裕がない状態と言われているが、当市においては、令和3年度87.4%、令和2年度90.6%、令和元年度90.8%という状況であり、厳しい財政状況を示している。

審議の対象となる市長、副市長、教育長の給料の額について、名古屋市を除く県内37市中、市長が基本月額、年額ベース（期末手当等含む。）とも県内24番目、副市長が基本月額で33番目、年額ベースで25番目、教育長が基本月額で33番目、年間ベースで26番目となっている。

議長、副議長及び議員の報酬の額について、議長が基本月額で24番目、年間ベースで32番目、副議長が基本月額で26番目、年間で32番目、議員が基本月額で県内26番目、年間ベースで32番目となっている。

また、議員の活動状況について、日常の議員活動の多くは指標にあらわれ難いものであり、単純に議会や委員会の開催延べ日数のみをもって、その報酬額の多

寡を論ずることは難しいと考えられる。

類似団体12市中では、市長が基本月額で7番目、年額ベースで6番目、副市長が基本月額で12番目、年額ベースで7番目、教育長が基本月額で12番目、年額ベースで8番目、議長が基本月額で7番目、年額ベースで10番目、副議長が基本月額で8番目、年額ベースで10番目、議員が基本月額で7番目、年額ベースでは10番目となっている。

令和5年4月1日現在の市長の給料月額を100とした場合、副市長が80.6%、教育長が72%、議長が55.4%、副議長が48.4%、議員が43.5%となる。

(会長)

事務局の説明について意見等あれば発言をお願いします。

各市町村と比較した場合、財政状況としては厳しい状況を示しており、給与体系としては中位に位置している状況である。

(委員)

特別職の報酬を審議する前に、一般職の状況として、在籍している職員の中で一番高い給料月額を知りたい。

(事務局)

あま市では行政職給料表(1)として8級制を採用しており、在職する職員の中で最高となる格付けが8級20号、給料月額が現在44万6,900円である。

今回、人事院勧告に準じて改定された場合、8級20号の給料月額は、プラス1,400円の44万8,300円となり、約0.3%の増額となる。

(委員)

特別職の給料月額は、県内他市と比較すると中位ぐらいに位置するが、一般職の職員については下位を争うような状況である。

合併して市の職員になれば、給料が上がると聞いていたが、合併後も状況は変わらなかった。

前回の審議会の中においても、少しずつ上げていくよう努力するという発言が事務局よりあったが、是正するよう努力しているのか。

(事務局)

今回の人事院勧告では、一般職の職員のうち、特に若年層を中心として、高卒の初任給が月額1万2,000円、大卒の初任給が月額1万円程度増加する内容であった。

市としては、人事院勧告の内容に従って給与改定を行う予定である。

今回の人事院勧告のうち、5級の課長補佐級以上の職員については、約0.3%の改定率となっており、人事院勧告の内容に従って職員の給与改定の条例改正をする予定である。

(委員)

人事院勧告の内容に従って給与改定を行っているのは承知しており、職員の給料が非常に上げにくいのも承知している。

ただ、市になったにもかかわらず、いつまで経っても給与ベースが低いままだと、職員のモチベーションにも関わってくると思うので、本来の趣旨とは異なる発言となるが、要望として、何とか考えていただきたい。

(事務局)

あま市になっても給料が上がらないという委員の指摘に対して、昇格年数の短縮の措置を講じている。主事、主任、主査、係長、課長補佐という順に昇格するが、あま市になった当時、主事から主任、主任から主査に昇格するのにかなりの年数を経る必要があった。最近では、規則に基づいて、昇格年数の短縮を図ってきている。

したがって、若年層において、昇格するのが早くなっており、若年層の給料アップには繋がっていると思われる。

(会 長)

国の指定職同様に0.3%の改定率を採用した場合、市長とか特別職の給与はどのぐらいの増額になるのか。

(事務局)

0.3%の改定率を用いた場合、市長、副市長、教育長、議長は、月額3,000円から2,000円ぐらいの増額になると想定している。

副議長、議員については、1,000円の想定をしている。

年間の影響額としては、市長が約5万3,000円、副市長、教育長が約3万5,000円、議長が約3万2,000円、副議長と議員が約1万6,000円の増額になると想定している。

(会 長)

特別職の給与改定について、0.3%の改定率を用いた場合の金額について事務局より説明があった。今回、その金額が妥当かどうかということをごみんなで審議いただきたい。

各委員の意見を伺う。

(委 員)

配布資料によると、現在の給料は、適用年月日が平成28年4月1日となっており、それから7年ほど経過している。

最近の社会情勢を見ると、国において民間企業の給料を上げる方向で議論されている時代である。

財政状況がかなり苦しいのは十分承知しているが、特別職の給料月額は据え置き状態が続いており、国家公務員の給与改定がないと地方公務員の給与もなかなか改定できない状況もあるので、特別職の給料を多少なりとも上げることにについては妥当であると考えている。

(会 長)

過去の審議会において、平成25年に開催した際は若干のマイナス改定、平成27年に開催した際は増額改定で審議いただいた。その後、平成29年、31年は変動がなく据え置きが妥当との答申をしており、2年ごとに開催してきたが、

令和2年、3年の2年は全く変動がなく、審議会を開催しなかったため、今回4年ぶりに開催されている状況である。

民間に当てはまると人事院勧告による0.3%増額という数値が低い気もするが、民間とは違い、根拠のない改定率を採用して改定することも難しいところであり、そのことも踏まえながら、委員の皆さんの忌憚のない意見をお願いします。

(委員)

年額ベースと月額ベースで比較した場合の団体の中での順位について、市長、副市長、教育長はほとんど同じであるが、議長、副議長、議員は年額ベースの順位が月額ベースの順位よりも低い状況である。

期末手当の違いなのかと思われるが、その理由について説明をお願いします。

(事務局)

他団体は役職加算がほとんど45%であるのに対し、あま市は役職加算が20%であり、半分以下となっている。

期末手当を算定するに当たって多大な影響を与える役職加算が低いため、月額ベースの順位に対して、年額ベースの順位が低くなってしまっている状況である。

七宝、美和、甚目寺の3町が合併した際、旧町がそれぞれ20%という数字を使っていた経緯があり、その率を引き継いで現状に至っているためだと分析している。

(委員)

この20%の率を上げていく仕組みはどのようなになっているのか。

(事務局)

この審議会では、報酬の額について審議する規定になっており、審議事項については報酬額であり、役職加算については含まれていないという議員の意見があり、現状、改定されていない状況である。

(委員)

諮問事項以外のことになるが、議員定数が他の同じ規模の団体と比べて多い状況である。

議員の報酬額を上げるとなると、議員定数に応じて報酬額全体が上がることになる。

それが財政の硬直化に影響を与える要因ともなるため、議員定数自体に対する意見ではなく、議員の報酬の額を考える際に考慮すべきではないかと思う。

(事務局)

あま市議会の議員定数につきましては、合併時においては旧3町の議員の在任特例制度により全部で40人、平成23年には26人という定数になり、その後、選挙の都度2人ずつ減らしてきた経緯がある。

平成27年には24人で、平成31年度から現状の22人の定数となり、議会において定数削減に係る議論がなされてきている。

(委員)

審議事項以外の質問となるが、政務活動費について、あま市と一部の自治体以外はほとんど支給しているが、どのようになっているか。

一般の住民の感覚からすると、政務活動費に関する不祥事を新聞記事で報道されていることもあるので、それぞれの捉え方によるかもしれないが、政務活動費を支給するという議論にはなっていないのか。

(事務局)

報酬とは関係ないものとなるが、以前、議会改革特別委員会において、議会改革を議論する中で政務活動費についても議論があった。

当時は、最終的な結論に至らずに議論が終わったが、その後、新たに議員となった方もいるため、議員より発議があれば、協議されると思われる。

(会長)

他に意見もないようであるので、事務局から説明のあった0.3%ぐらいの賃上げという形で審議会の意見としてまとめたいと思う。

0.3%で計算した場合、年額ベースで、市長が5万3,000円ぐらい、副市長、教育長が3万5,000円ぐらい、議長が3万2,000円ぐらい、議員が1万6,000円ぐらいの増額になるということであったと思う。

審議会の審議結果として、この改定率をもって結論づけたいと思うがいかがか。

(委員)

財政状況の比率について、前回からどのように推移してきたのか、もう一度説明いただきたい。

(事務局)

經常収支比率については、一般的に都市にあっては75%程度というのが適正水準であり、80%を超えると財政に余裕がない状態と言われている。

あま市においては、令和3年度が87.4%、令和2年度が90.6%、令和元年度が90.8%となっており、厳しい状況を示すものである。

(委員)

0.3%は、今年的人事院勧告の数字である。

特別職も議員もしばらく据え置きの状態であったと思うので、今年だけ的人事院勧告の率で良いのか。

また、国の指定職の改定率についてはどうなっているのか。

(事務局)

国家公務員の指定職については、一般行政職の5級以上の職員の改定率と同様の0.3%程度の引き上げの勧告がされている。

(委員)

あま市の財政力からすれば、かなり厳しい状況ではあるが、国の指定職が0.3%の改定であるので、改定幅が少ない気もするが、同様に改定するのが妥当ではないかと思う。

(会 長)

心情的にも、少し低いような気はするが、人事院勧告の数字として出ており、それを飛び越えることは説明ができない状況になってしまう。

また、財政状況を見ても、それ以上の引き上げ改定は難しい気がする。

皆さん、民間の方が多いので、当然、この程度で良いのかという気持ちもあるかもしれないが、縛りがある中で0.3%という数字に従って改定するしかないと思われる。

以上のように審議内容をまとめていきたいと思うが、異議はないか。

<全委員>

異議なし

(会 長)

では、0.3%の賃上げという形で本日の審議を終了する。

本日、審議した内容に基づき、次回の審議会にて答申書(案)を各委員に示し、答申まで進めることとする。

以上で、あま市特別職報酬等審議会の第1回目を終了する。

第2回目の日程について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

次回、第2回目の審議会の日程は、12月18日(月)午後2時より開催する予定であるので委員各位の出席をお願いします。